(改正案)

(「大阪府リサイクル製品認定マーク」表示要領)

「大阪府リサイクル製品認定マーク」表示要領

(趣旨)

第1 この要領は、大阪府リサイクル製品認定要領(以下「認定要領」という。)第<u>7</u> 条<u>第1項及び第2項</u>の規定に基づき、大阪府認定リサイクル製品(以下「認定製品」という。)にかかる表示に関し必要な事項を定める。

(マークのデザイン等)

- 第2 <u>認定要領第7条第1項の規定に基づく</u>第1の表示デザインは図1及び図2<u>-1</u> のとおりとする。
- 第3 認定要領第7条第2項の規定に基づく第1の表示デザインは図1及び図2-2 のとおりとする。
- 第4 第2または第3に規定する表示デザインを「大阪府リサイクル製品認定マーク」 (以下「マーク」という。)と称する。

(マークの使用制限)

- 第5 マークは、大阪府のほか、次に掲げる者以外は使用することができない。
 - (1) 大阪府リサイクル製品認定要領に基づき認定を受けた者
 - (2) その他知事が認めた者

(マークの使用)

第<u>6</u> 第<u>5</u>に掲げる者は、認定要領第9条<u>第4項</u>の規定に十分留意の上、認定製品の 本体、包装、認定製品を紹介する印刷物等にマークを表示することができる。

(苦情の処理)

第<u>7</u> マークを使用した者は、その使用に関して消費者等から苦情があった場合には、 責任をもってその処理にあたらなければならない。

(その他)

第<u>8</u> この要領に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、大阪府環境 農林水産部循環型社会推進室が定める。

附則

この要領は、平成16年9月30日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月10日から施行する。

附則

この要領は、平成27年10月 日から施行する。

図 1



使用色

①文字色及び中央デザイン: C100M75 (マンセル 7.5 PB 3/12)

②矢印:同上 アミ 40% ③左上葉部: C100Y60

単色で表示する場合は下記のとおりとする

上記①及び③:黒又は白

上記②: 黒アミ 40% 又は白アミ 40%

図 2 <u>- 1</u>



使用色

①文字色(④、⑤を除く)及び中央デザイン: C100M75 (マンセル 7.5 PB 3/12)

②矢印:同上 アミ 40%

③葉部: C100Y60 ④「わ」: C60Y75 ⑤「エコ」: C80

単色で表示する場合は下記のとおりとする

上記①及び③:黒又は白

上記②及び④: 黒アミ 40% 又は白アミ 40%

上記⑤:黒アミ 70%又は白アミ 70%

$\boxtimes 2-2$



使用色

①文字色(④、⑤、⑥を除く)及び中央デザイン: C100M75 (マンセル 7.5 PB 3/12)

②矢印:同上アミ 40%

③葉部: C100Y60

④「わ」: C60Y75

⑤「エコ」: C80

⑥「ネクスト」: M25Y100

⑦花部:輪郭·M50、内側·M50アミ40%

単色で表示する場合は下記のとおりとする

上記①、③:黒又は白

上記②、④及び⑦内側:黒アミ 40%又は白アミ 40%

上記⑤及び⑦輪郭:黒アミ70%又は白アミ70%

上記⑥: 黒アミ 60%または白アミ 60%